

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画の変更……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- ……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- ……(同)……………三
- 生活保護法による介護機関の指定……………
- ……(福祉保健局生活福祉部保護課)……………五
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………
- ……(産業労働局農林水産部水産課)……………三
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………
- ……(同)……………三
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………
- ……(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 都道の区域変更(二件)……………
- ……(建設局道路管理部路政課)……………三

### 告示(選)

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………五
  - 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………五
  - 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………五
  - 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………六
- ### 告示(公)
- 警備員等の検定の実施(二件)……………七
  - 機械警備業務管理者講習の実施……………八
  - 警備員等の検定合格者審査の実施(九件)……………九
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
  - ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七
  - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七
  - ……(同)……………七
  - 都市計画事業の施行(三件)……………六
  - ……(都市整備局市街地整備部企画課)……………六
  - 特定建築者の公募……………
  - ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……………六
  - 管理処分計画の変更……………
  - ……(同)……………三〇
- ### 正 誤
- 平成二十六年八月十二日付東京都選挙管理委員会告示第九十九号……………三〇

## 告示

### 東京都告示第九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

- 東京都知事 舛 添 要 一
- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
  - 東京都市計画地区計画
  - 環状第二号線 変更する部分
  - 新橋・虎ノ門 港区西新橋二丁目、新橋三丁目及
  - 地区地区計画 び新橋四丁目各区内
  - 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
  - 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
  - 十一階北側)及び港区役所

### 東京都告示第九十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、東日本旅客鉄道赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 東京都
- 東京都知事 舛 添 要 一
- 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 東日本旅客鉄道株式会社
- 代表取締役社長 富田 哲郎
- 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 二 対象事業の名称及び種類

東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業

業  
鉄道の改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東日本旅客鉄道赤羽線の十条駅付近の約一・五キロメートルを連続立体交差化するものである。

四 周知地域の範囲

北区 十条台一丁目、十条台二丁目、上十条一丁目、上十条二丁目、十条仲原一丁目、十条仲原二丁目、十条仲原三丁目、十条仲原四丁目、中十条二丁目、中十条三丁目及び中十条四丁目の区域

板橋区 加賀一丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年二月二十日から同年三月二日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 北区生活環境部環境課
- 北区王子本町一丁目四番十一号
- イ 板橋区資源環境部環境課
- 板橋区板橋二丁目六十六番一号

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年三月十一日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第百二十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第百十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十日

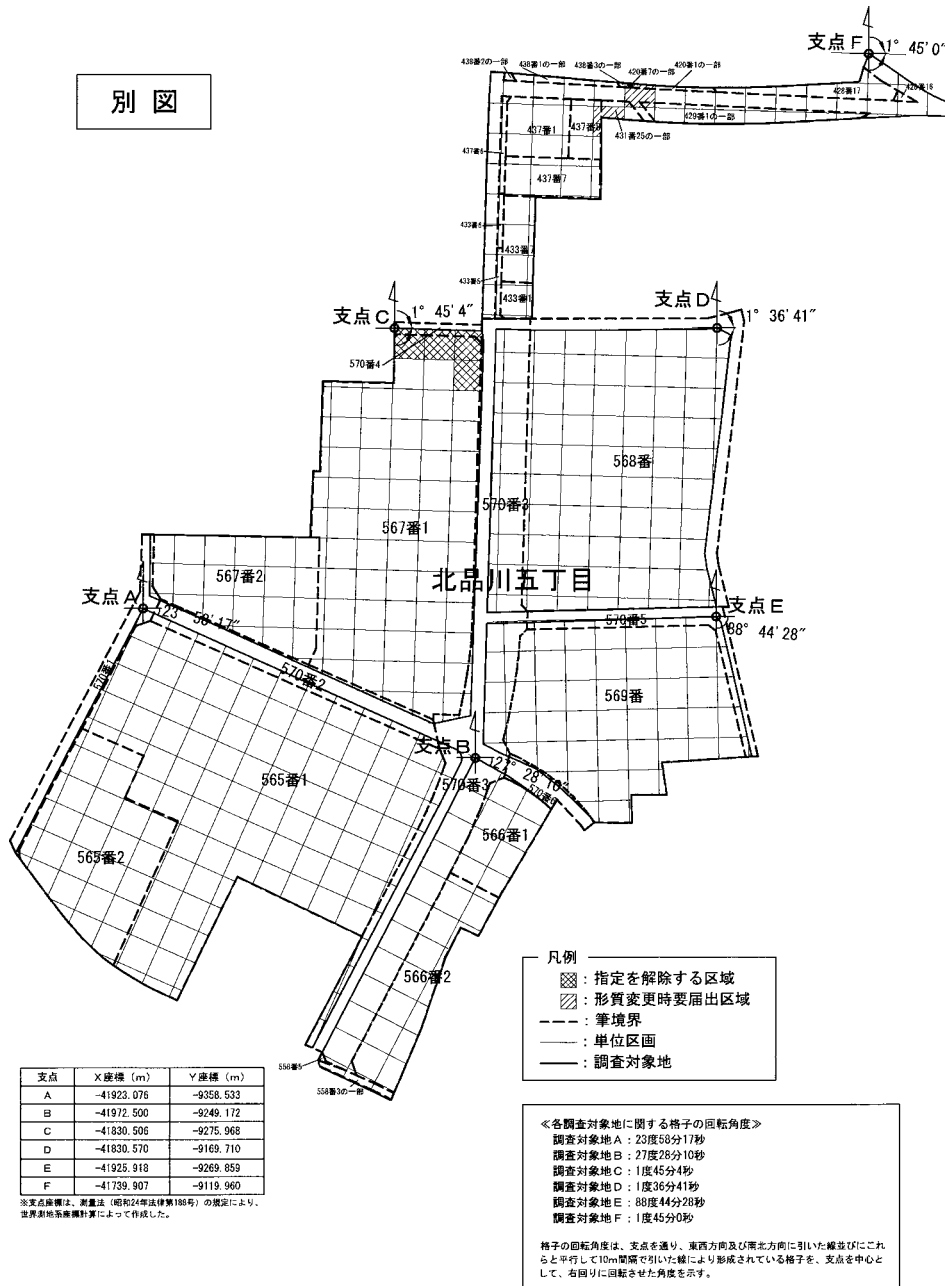
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区北品川五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



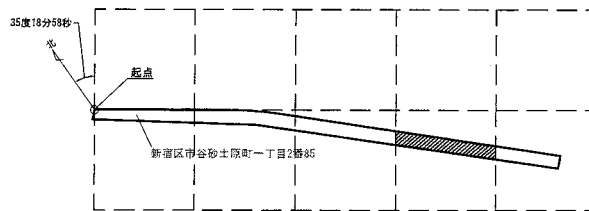
●東京都告示第二百一十号  
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第二十一号  
 により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第  
 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
 のとおり告示する。

平成二十七年二月二十日


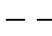

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区市谷砂土  
原町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

-  指定を解除する区域
-  単位区画線
-  筆境界線及び敷地境界線

〈起点〉  
 起点は、新宿区市谷砂土原町一丁目2番85の最北端とする。

〈格子の回転角度：35度18分58秒〉  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第202号

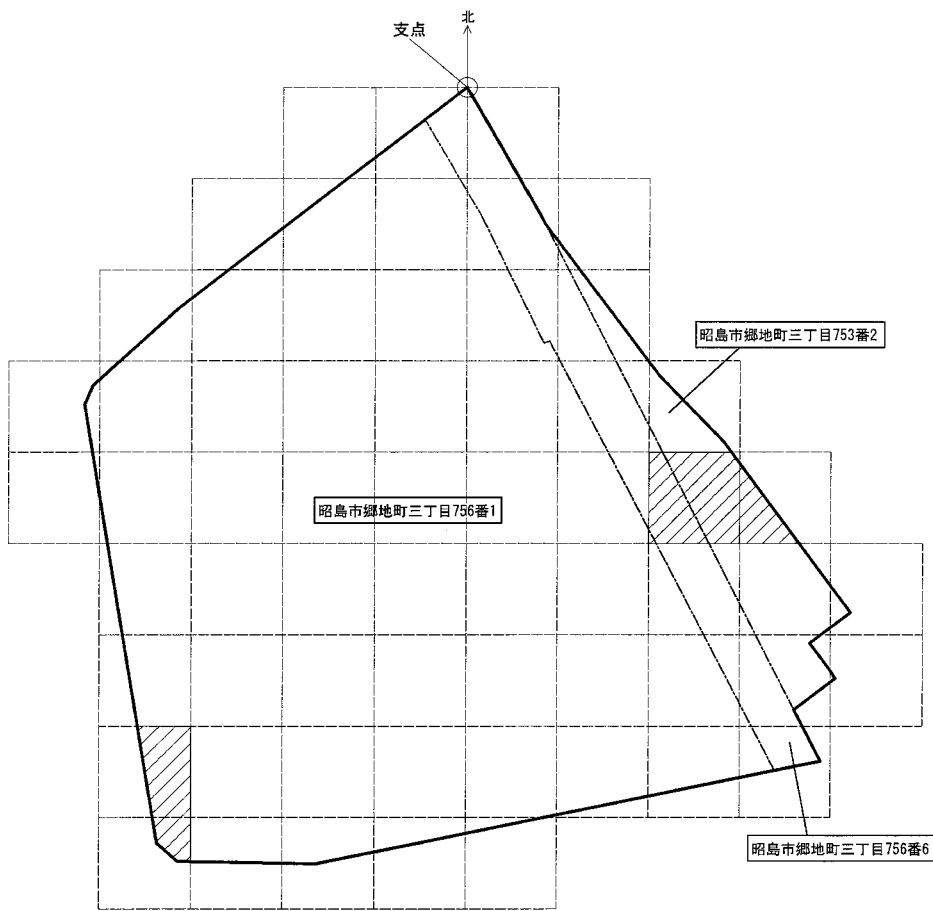
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市郷地町三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【支点】**  
 支点は、調査対象地（昭島市郷地町三丁目 756 番 6）の最北端とする。

**【凡例】**  
 - - - 単位区画  
 ——— 筆境界  
 ——— 調査対象地  
 ▨ 形質変更時要届出区域

**【格子の回転角度 (0 度 00 分 00 秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第 二 百 三 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 外 添 要 一

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1373002391	特定非営利活動法人福祉センターあさぎ	東京都立川市羽衣町1-23-6 大野マンション303号室	あさぎ居宅介護支援事業所	東京都立川市羽衣町1-23-6 大野マンション303	居宅介護支援	平成26年7月1日
1311932664	医療法人社団快芯会	東京都板橋区蓮根3-9-11 ライオンズプラザ西台駅前1階A号室	医療法人社団 快芯会 すずき内科	東京都板橋区蓮根3-9-11 ライオンズプラザ西台駅前1階A号室	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1311932664	医療法人社団快芯会	東京都板橋区蓮根3-9-11 ライオンズプラザ西台駅前1階A号室	医療法人社団 快芯会 すずき内科	東京都板橋区蓮根3-9-11 ライオンズプラザ西台駅前1階A号室	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1370704049	有限会社太陽	東京都墨田区立川3-10-4 田村ビル101	ケアサービス太陽	東京都墨田区業平4-4-17 長谷川ビル201	居宅介護支援	平成26年6月1日
1370904169	インディペンデンス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町10-9 大和ビル1階	グリーンデイ 不動前	東京都品川区小山1-2-5	通所介護	平成26年6月16日
1370904169	インディペンデンス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町10-9 大和ビル1階	グリーンデイ 不動前	東京都品川区小山1-2-5	介護予防通所介護	平成26年6月16日
1342054427	有限会社柴田薬局	東京都大田区東蒲田2-30-12	しばた薬局 大泉学園店	東京都練馬区大泉学園町8-22-23	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1342054427	有限会社柴田薬局	東京都大田区東蒲田2-30-12	しばた薬局 大泉学園店	東京都練馬区大泉学園町8-22-23	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1372010296	社会福祉法人華佑会	東京都練馬区大泉学園町7-12-30	やすらぎグランデ	東京都練馬区大泉学園町8-9-30	短期入所生活介護	平成26年6月1日
1372010296	社会福祉法人華佑会	東京都練馬区大泉学園町7-12-30	やすらぎグランデ	東京都練馬区大泉学園町8-9-30	介護予防短期入所生活介護	平成26年6月1日
1344650743	株式会社pif	東京都東大和市向原6-1201-2 OSEビル102	ファームック薬局	東京都東大和市向原6-1201-2 OSEビル102	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1344650743	株式会社pif	東京都東大和市向原6-1201-2 OSEビル102	ファームック薬局	東京都東大和市向原6-1201-2 OSEビル102	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1372907079	社会福祉法人清明会	東京都八王子市裏高尾町957	特別養護老人ホーム 長舟園	東京都八王子市長房町987	短期入所生活介護	平成26年5月29日
1372907079	社会福祉法人清明会	東京都八王子市裏高尾町957	特別養護老人ホーム 長舟園	東京都八王子市長房町987	介護予防短期入所生活介護	平成26年7月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1371909209	アップルケア株式会社	東京都板橋区南常盤台1-11-7	アップライフ高島平	東京都板橋区新河岸1-6-1	通所介護	平成26年6月1日
1371909209	アップルケア株式会社	東京都板橋区南常盤台1-11-7	アップライフ高島平	東京都板橋区新河岸1-6-1	介護予防通所介護	平成26年6月1日
1372010304	株式会社蒼天	東京都練馬区石神井台5-15-6	アイリスケア	東京都練馬区石神井台5-15-6	居宅介護支援	平成26年6月1日
1363690080	株式会社A'ZUMA	東京都三鷹市上連雀2-5-15	アズマ訪問看護ステーション三鷹	東京都三鷹市中原3-1-65	訪問看護	平成26年7月1日
1363690080	株式会社A'ZUMA	東京都三鷹市上連雀2-5-15	アズマ訪問看護ステーション三鷹	東京都三鷹市中原3-1-65	介護予防訪問看護	平成26年7月1日
1372307759	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区中葛西3-37-4	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区一之江7-50-6	福祉用具貸与	平成26年6月1日
1372307759	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区中葛西3-37-4	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区一之江7-50-6	介護予防福祉用具貸与	平成26年7月1日
1372307759	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区中葛西3-37-4	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区一之江7-50-6	特定福祉用具販売	平成26年7月1日
1372307759	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区中葛西3-37-4	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区一之江7-50-6	特定介護予防福祉用具販売	平成26年7月1日
1371705904	株式会社オペロン	東京都北区十条仲原2-2-3	リハビリデイSKIP	東京都北区豊島8-4-10	通所介護	平成26年6月1日
1371705904	株式会社オペロン	東京都北区十条仲原2-2-3	リハビリデイSKIP	東京都北区豊島8-4-10	介護予防通所介護	平成26年6月1日
1342055960	株式会社エスシーグループ	東京都板橋区坂下2-32-23	鈴葉局学園通り店	東京都練馬区大泉学園町1-28-5 ハビネスオミ/1階101号室	居宅療養管理指導	平成26年6月17日
1342055960	株式会社エスシーグループ	東京都板橋区坂下2-32-23	鈴葉局学園通り店	東京都練馬区大泉学園町1-28-5 ハビネスオミ/1階101号室	介護予防居宅療養管理指導	平成26年6月17日
134085585	株式会社フィールド	東京都東村山市本町2-8-2 プライムビル102	フィールド薬局 門前仲町店	東京都江東区富岡1-26-20 NMTビル1階	居宅療養管理指導	平成26年6月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
134085585	株式会社フィールド	東京都東村山市本町2-8-2 プライムビル102	フィールド薬局 門仲仲町店	東京都江東区富岡1-26-20 NMTビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1371508399	アールプラン合同会社	東京都杉並区萩窪1-20-17-201	アイ・ユー ケアプランセンター杉並	東京都杉並区萩窪1-20-17-201	居宅介護支援	平成26年6月1日
1344351417	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-6-10	たから薬局 鈴木町店	東京都小平市鈴木町1-414-1	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1344351417	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-6-10	たから薬局 鈴木町店	東京都小平市鈴木町1-414-1	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1343551405	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-6-10	たから薬局 高幡不動産	東京都日野市高幡1009-4 京王安フィールド高幡1階	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1343551405	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-6-10	たから薬局 高幡不動産	東京都日野市高幡1009-4 京王安フィールド高幡1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1344550638	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-6-10	たから薬局 中和泉店	東京都狛江市中和泉6-33-35 ジェンハイム1階	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1344550638	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-6-10	たから薬局 中和泉店	東京都狛江市中和泉6-33-35 ジェンハイム1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1344550638	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-6-10	たから薬局 狛江店	東京都狛江市和泉本町4-10-2	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1344550638	株式会社トラストファーマシー	東京都豊島区南池袋2-6-10	たから薬局 狛江店	東京都狛江市和泉本町4-10-2	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1372109890	特定非営利活動法人NPOはなみずき	東京都足立区千住2-37 ウエストウッド1階101号室	NPOはなみずき	東京都足立区千住2-37 ウエストウッド1階101号室	居宅介護支援	平成26年7月1日
1370603407	株式会社Nice Care	埼玉県鶴ヶ島市新田621-293	Nice Care	東京都台東区今戸2-6-3 新世ビル3階	福祉用具貸与	平成26年4月1日
1370603407	株式会社Nice Care	埼玉県鶴ヶ島市新田621-293	Nice Care	東京都台東区今戸2-6-3 新世ビル3階	介護予防福祉用具貸与	平成26年4月1日
1370603407	株式会社Nice Care	埼玉県鶴ヶ島市新田621-293	Nice Care	東京都台東区今戸2-6-3 新世ビル3階	特定福祉用具販売	平成26年4月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1370603407	株式会社Nice Care	埼玉県鶴ヶ島市新田621-293	Nice Care	東京都台東区今戸2-6-3 新世ビル3階	特定介護予防福祉用具販売	平成26年4月1日
1310830646	医療法人社団恵美会	東京都江東区豊洲1-2-8 14階	医療法人社団 恵美会 クリニックしらゆり	東京都江東区豊洲1-2-8 14階	訪問リハビリテーション	平成26年4月1日
1310830646	医療法人社団恵美会	東京都江東区豊洲1-2-8 14階	医療法人社団 恵美会 クリニックしらゆり	東京都江東区豊洲1-2-8 14階	介護予防訪問リハビリテーション	平成26年4月1日
1372010197	株式会社ほっと・すべーす	東京都練馬区水川台4-47-22	ほっと・ライフサービス	東京都練馬区水川台3-19-7 井垣ビル2階	福祉用具貸与	平成26年5月1日
1372010197	株式会社ほっと・すべーす	東京都練馬区水川台4-47-22	ほっと・ライフサービス	東京都練馬区水川台3-19-7 井垣ビル2階	介護予防福祉用具貸与	平成26年7月1日
1372010197	株式会社ほっと・すべーす	東京都練馬区水川台4-47-22	ほっと・ライフサービス	東京都練馬区水川台3-19-7 井垣ビル2階	特定福祉用具販売	平成26年7月1日
1372010197	株式会社ほっと・すべーす	東京都練馬区水川台4-47-22	ほっと・ライフサービス	東京都練馬区水川台3-19-7 井垣ビル2階	特定介護予防福祉用具販売	平成26年7月1日
1310338988	医療法人財団南葛勤医協	東京都港区新橋6-19-21	医療法人財団 南葛勤医協 芝診療所	東京都港区新橋6-19-21	介護予防居宅療養管理指導	平成26年4月1日
1341655521	三協医療薬品株式会社	東京都中野区中野5-68-8	ブロードウェイ薬局 駒込店	東京都豊島区駒込6-34-7 清水ビル1階	居宅療養管理指導	平成26年4月30日
1341655521	三協医療薬品株式会社	東京都中野区中野5-68-8	ブロードウェイ薬局 駒込店	東京都豊島区駒込6-34-7 清水ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年4月30日
1371109818	合同会社コールエンドコール	東京都大田区東雪谷3-32-3	コールケアサポートセンター	東京都大田区東雪谷3-29-7	福祉用具貸与	平成26年7月1日
1371109818	合同会社コールエンドコール	東京都大田区東雪谷3-32-3	コールケアサポートセンター	東京都大田区東雪谷3-29-7	介護予防福祉用具貸与	平成26年7月1日
1371109818	合同会社コールエンドコール	東京都大田区東雪谷3-32-3	コールケアサポートセンター	東京都大田区東雪谷3-29-7	特定福祉用具販売	平成26年7月1日
1373502424	株式会社ラビオン	東京都日野市平山2-31-7	森の木リハビリステーション武蔵館	東京都日野市豊田2-47-1	通所介護	平成26年7月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1373502424	株式会社ラビオン	東京都日野市平山2-31-7	森の木リハビリテーション武蔵館	東京都日野市豊田2-47-1	介護予防通所介護	平成26年7月1日
1373502440	株式会社ラビオン	東京都日野市平山2-31-7	山の上ヘルパーステーション	東京都日野市豊田2-47-1	訪問介護	平成26年7月1日
1373502440	株式会社ラビオン	東京都日野市平山2-31-7	山の上ヘルパーステーション	東京都日野市豊田2-47-1	介護予防訪問介護	平成26年7月1日
1331824929	医療法人社団健康会	東京都荒川区町屋3-2-10	医療法人社団 健康会 高橋医院	東京都荒川区町屋3-2-10 ISEビル地下1階から3階まで	居宅療養管理指導	平成26年6月26日
1331824929	医療法人社団健康会	東京都荒川区町屋3-2-10	医療法人社団 健康会 高橋医院	東京都荒川区町屋3-2-10 ISEビル地下1階から3階まで	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1340354068	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内2-2-2	アイセイ薬局 神谷町店	東京都港区虎ノ門4-1-7 第1松坂ビル3階	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1340354068	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内2-2-2	アイセイ薬局 神谷町店	東京都港区虎ノ門4-1-7 第1松坂ビル3階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1371212117	株式会社ゼロメディカル	東京都目黒区東山1-6-2 メイコービル4階	ケアプラン世田谷	東京都世田谷区松原1-10-8 小野ビル101	居宅介護支援	平成26年7月1日
1311537968	医療法人社団永健会	東京都杉並区和泉3-6-2 プラムビル1階	医療法人社団 永健会 内山クリニック	東京都杉並区和泉3-6-2 プラムビル1階	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1311537968	医療法人社団永健会	東京都杉並区和泉3-6-2 プラムビル1階	医療法人社団 永健会 内山クリニック	東京都杉並区和泉3-6-2 プラムビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1341957182	株式会社ウィーズ	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	大谷口調剤薬局	東京都板橋区大谷口上町32-8	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
1341957182	株式会社ウィーズ	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	大谷口調剤薬局	東京都板橋区大谷口上町32-8	介護予防居宅療養管理指導	平成26年5月1日
1341957174	株式会社ウィーズ	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	大谷口調剤薬局 分店	東京都板橋区大谷口上町32-6	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
1341957174	株式会社ウィーズ	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	大谷口調剤薬局 分店	東京都板橋区大谷口上町32-6	介護予防居宅療養管理指導	平成26年5月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341655554	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	さくら薬局 池袋店	東京都豊島区池袋2-18-1 タムラ第一ビル1階	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1341655554	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	さくら薬局 池袋店	東京都豊島区池袋2-18-1 タムラ第一ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1341957190	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	あいぜん薬局 板橋店	東京都板橋区大和町43-14	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1341957190	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	あいぜん薬局 板橋店	東京都板橋区大和町43-14	介護予防居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1341655562	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	たんばば薬局 要町1号店	東京都豊島区要町1-1-9 正久ビル1階	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1341655562	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	たんばば薬局 要町1号店	東京都豊島区要町1-1-9 正久ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1341655570	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	たんばば薬局 要町2号店	東京都豊島区要町1-9-3 ヨシカワビル1階	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1341655570	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	たんばば薬局 要町2号店	東京都豊島区要町1-9-3 ヨシカワビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1364890069	株式会社MCC	東京都東久留米市弥生1-1-37	みらいケア訪問看護リハビリテーション	東京都東久留米市弥生1-1-37	訪問看護	平成26年6月1日
1364890069	株式会社MCC	東京都東久留米市弥生1-1-37	みらいケア訪問看護リハビリテーション	東京都東久留米市弥生1-1-37	介護予防訪問看護	平成26年7月1日
1373205044	合同会社敬愛倶楽部	東京都町田市忠生4-6-8	指定居宅介護支援事業所 けいあいの森	東京都町田市忠生4-6-8 波谷ビル203	居宅介護支援	平成26年6月1日
1340457028	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢5-2-1	モトキ薬局	東京都新宿区上落合2-18-9	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1340457028	株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢5-2-1	モトキ薬局	東京都新宿区上落合2-18-9	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1302300189	一般社団法人江戸川区医師会	東京都江戸川区中央4-24-14	江戸川区医師会一之江地域包括支援センター	東京都江戸川区西葛江5-1-6	介護予防支援	平成26年7月1日



介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1313227808	中島 克恵	東京都町田市志生4-5-10 ウェルストーン アネックス201	敬愛クリニック	東京都町田市志生4-5-10 ウェルストーン アネックス201	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1313227808	中島 克恵	東京都町田市志生4-5-10 ウェルストーン アネックス201	敬愛クリニック	東京都町田市志生4-5-10 ウェルストーン アネックス201	介護予防居宅療養管理指導	平成26年6月1日
1344950390	有限会社武蔵村山調剤薬局	東京都武蔵村山市榎2-54-1	武蔵村山調剤薬局	東京都武蔵村山市榎2-54-1	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1344950390	有限会社武蔵村山調剤薬局	東京都武蔵村山市榎2-54-1	武蔵村山調剤薬局	東京都武蔵村山市榎2-54-1	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1371109792	株式会社時の生産物	東京都品川区東五反田1-21-9 ウィスタリア 東五反田ビル8 A	機能向上トレーニングセンター 西船谷のN I W A	東京都大田区西船谷1-28-9	通所介護	平成26年7月1日
1371109792	株式会社時の生産物	東京都品川区東五反田1-21-9 ウィスタリア 東五反田ビル8 A	機能向上トレーニングセンター 西船谷のN I W A	東京都大田区西船谷1-28-9	介護予防通所介護	平成26年7月1日
1340855536	一般社団法人昭和薬学研修協会	東京都江東区豊洲5-5-25 昭和大学豊洲看護棟1階	豊洲しらゆり薬局	東京都江東区豊洲5-5-25 昭和大学豊洲看護棟1階	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1340855536	一般社団法人昭和薬学研修協会	東京都江東区豊洲5-5-25 昭和大学豊洲看護棟1階	豊洲しらゆり薬局	東京都江東区豊洲5-5-25 昭和大学豊洲看護棟1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1333042959	島津 勝彦	東京都立川市羽衣町2-44-25	齒科島津医院	東京都立川市羽衣町2-44-25 湊井ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年5月1日
1392300388	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区中葛西3-37-4	小規模多機能きらら船堀駅前	東京都江戸川区船堀4-8-10	小規模多機能型居宅介護	平成26年7月1日
1392300388	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区中葛西3-37-4	小規模多機能きらら船堀駅前	東京都江戸川区船堀4-8-10	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成26年7月1日
1362990119	株式会社医療看護介護リハビリ生活総合サービスアーション	東京都新宿区住吉町15-25	アローズ東京 訪問看護リハビリステーション	東京都八王子市千代町1-7-14	訪問看護	平成26年7月1日
1362990119	株式会社医療看護介護リハビリ生活総合サービスアーション	東京都新宿区住吉町15-25	アローズ東京 訪問看護リハビリステーション	東京都八王子市千代町1-7-14	介護予防訪問看護	平成26年7月1日
1341259522	有限会社ミドリ	東京都葛飾区東金町2-24-14	ミドリ薬局 駅前店	東京都世田谷区等々力5-5-7	居宅療養管理指導	平成26年4月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341259522	有限会社ミドリ	東京都葛飾区東金町2-24-14	ミドリ薬局 駅前店	東京都世田谷区等々力5-5-7	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1315320593	廣戸 孝行	東京都国分寺市泉町2-13-19-418	羽村在宅クリニック	東京都羽村市神明台1-28-11	居宅療養管理指導	平成26年4月1日
1345450358	有限会社キョーロード	東京都西東京市富士町4-18-12 鳥丸ビル1階	つどい薬局	東京都西東京市富士町4-18-12 鳥丸ビル1階	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1345450358	有限会社キョーロード	東京都西東京市富士町4-18-12 鳥丸ビル1階	つどい薬局	東京都西東京市富士町4-18-12 鳥丸ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1371212257	株式会社きいちご	東京都世田谷区祖師谷3-23-32 前島ハイツ 2-b号室	ケアサービスきいちご	東京都世田谷区祖師谷3-23-32 前島ハイツ 2-b号室	訪問介護	平成26年7月1日
1371212257	株式会社きいちご	東京都世田谷区祖師谷3-23-32 前島ハイツ 2-b号室	ケアサービスきいちご	東京都世田谷区祖師谷3-23-32 前島ハイツ 2-b号室	介護予防訪問介護	平成26年7月1日
1343651841	株式会社サンエフ	東京都府中市若松町2-3-12	こぐま薬局 三鷹店	東京都三鷹市半礼8-8-23	居宅療養管理指導	平成26年4月1日
1363590041	株式会社湯谷	東京都日野市多摩平6-32-8 野村ビル	訪問看護 オアシス	東京都日野市多摩平6-32-8 野村ビル	訪問看護	平成26年4月1日
1363590041	株式会社湯谷	東京都日野市多摩平6-32-8 野村ビル	訪問看護 オアシス	東京都日野市多摩平6-32-8 野村ビル	介護予防訪問看護	平成26年7月1日
1371212299	合同会社イーケア	大阪府寝屋川市三井南町24-1-305	フォレストケア	東京都世田谷区豪徳寺1-19-6 ハイツ池島105	訪問介護	平成26年6月1日
1371212299	合同会社イーケア	大阪府寝屋川市三井南町24-1-305	フォレストケア	東京都世田谷区豪徳寺1-19-6 ハイツ池島105	介護予防訪問介護	平成26年6月1日
1344750576	有限会社エルゴン	東京都豊島区上池袋2-4-1	いるか元町薬局	東京都清瀬市元町1-1-14 第2常成ビル	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1344750576	有限会社エルゴン	東京都豊島区上池袋2-4-1	いるか元町薬局	東京都清瀬市元町1-1-14 第2常成ビル	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1390100087	社会福祉法人多摩同協会	東京都府中市武蔵台1-10-1	かんだ達衛いつでもサポートサービス	東京都千代田区神田淡路町2-8-1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成26年5月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1345550827	株式会社トレジャー	東京都中央区日本橋本町1-1-8 KDX新日本橋ビル10階	たから薬局 三軒茶屋店	東京都世田谷区三軒茶屋1-6-11	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
1345550827	株式会社トレジャー	東京都中央区日本橋本町1-1-8 KDX新日本橋ビル10階	たから薬局 三軒茶屋店	東京都世田谷区三軒茶屋1-6-11	介護予防居宅療養管理指導	平成26年5月1日
1335340559	医療法人社団優実会	東京都羽村市緑ヶ丘1-5-12 1階	医療法人社団 優実会 中野歯科医院	東京都羽村市緑ヶ丘1-5-12 マンション中野1階1号	居宅療養管理指導	平成26年4月1日
1335340559	医療法人社団優実会	東京都羽村市緑ヶ丘1-5-12 1階	医療法人社団 優実会 中野歯科医院	東京都羽村市緑ヶ丘1-5-12 マンション中野1階1号	介護予防居宅療養管理指導	平成26年4月1日
1330949883	医療法人社団大樹	東京都港区芝浦1-1-1 東芝ビル4階	医療法人社団 Park 歯科	東京都品川区大崎2-1-1 Think Park Tower 3階	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1330949883	医療法人社団大樹	東京都港区芝浦1-1-1 東芝ビル4階	医療法人社団 大樹 大崎 Think Park 歯科	東京都品川区大崎2-1-1 Think Park Tower 3階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1342057073	株式会社ファーマクロス	東京都豊島区西池袋5-5-21 ザ・タワー・グランディア1802	マーズ薬局	東京都練馬区春日町6-16-11-103	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1342057073	株式会社ファーマクロス	東京都豊島区西池袋5-5-21 ザ・タワー・グランディア1802	マーズ薬局	東京都練馬区春日町6-16-11-103	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1332841674	医療法人社団百医会	東京都青梅市藤橋2-560-44	医療法人社団 百医会 百瀬歯科医院	東京都青梅市藤橋2-560-44	居宅療養管理指導	平成26年4月1日
1332841674	医療法人社団百医会	東京都青梅市藤橋2-560-44	医療法人社団 百医会 百瀬歯科医院	東京都青梅市藤橋2-560-44	介護予防居宅療養管理指導	平成26年4月1日
1312035426	医療法人悠隆会	東京都中野区中野5-4-7 中野区温暖化対策推進オフィスビル3階	医療法人 悠隆会 たなかクリニック	東京都練馬区大泉学園町4-3-29 藤ハイム202号	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1312035426	医療法人悠隆会	東京都中野区中野5-4-7 中野区温暖化対策推進オフィスビル3階	医療法人 悠隆会 たなかクリニック	東京都練馬区大泉学園町4-3-29 藤ハイム202号	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1374301867	一般財団法人多摩緑成会	東京都小平市小川西町2-35-1	緑成会 居宅介護支援事業所	東京都小平市小川西町2-35-1	居宅介護支援	平成26年7月1日
1341158435	有限会社不二屋薬局	東京都大田区仲六郷2-15-9	不二屋薬局	東京都大田区仲六郷2-15-9	居宅療養管理指導	平成26年4月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341158435	有限会社不二屋薬局	東京都大田区仲六郷2-15-9	不二屋薬局	東京都大田区仲六郷2-15-9	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1310830679	医療法人善会	山口県下関市新地町1-5-2	あかねクリニック	東京都江東区大島7-38-15	介護予防通所リハビリテーション	平成26年6月1日
1310830679	医療法人善会	山口県下関市新地町1-5-2	あかねクリニック	東京都江東区大島7-38-15	通所リハビリテーション	平成26年7月1日
1343051828	有限会社イノウエ	東京都武蔵村山市三ツ藤2-27-19	まつなか薬局	東京都立川市西砂町6-6-19	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1372307528	株式会社ゆとり愛	東京都江戸川区西瑞江4-14-63	デイサービスゆとり愛	東京都江戸川区西瑞江4-14-63	通所介護	平成26年7月1日
1372307528	株式会社ゆとり愛	東京都江戸川区西瑞江4-14-63	デイサービスゆとり愛	東京都江戸川区西瑞江4-14-63	介護予防通所介護	平成26年7月1日
1373101458	株式会社住まいるケア	東京都国分寺市西町5-21-25	住まいるケア	東京都国分寺市西町5-21-25	福祉用具貸与	平成26年7月1日
1373101458	株式会社住まいるケア	東京都国分寺市西町5-21-25	住まいるケア	東京都国分寺市西町5-21-25	介護予防福祉用具貸与	平成26年7月1日
1373101458	株式会社住まいるケア	東京都国分寺市西町5-21-25	住まいるケア	東京都国分寺市西町5-21-25	特定福祉用具販売	平成26年7月1日
1373101458	株式会社住まいるケア	東京都国分寺市西町5-21-25	住まいるケア	東京都国分寺市西町5-21-25	特定介護予防福祉用具販売	平成26年7月1日
1340654509	株式会社ウィーズT	埼玉県北葛飾郡松伏町福比地795-1	いずみ薬局	東京都台東区下谷2-5-12 サンパークマンション 繁谷101	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1395100074	株式会社ウイズネット	埼玉県さいたま市大宮区三橋2-795	グループホームみんなの家・稲城長沼	東京都稲城市東長沼1713-8	認知症対応型共同生活介護	平成26年7月1日
1395100074	株式会社ウイズネット	埼玉県さいたま市大宮区三橋2-795	グループホームみんなの家・稲城長沼	東京都稲城市東長沼1713-8	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成26年7月1日
1395100066	株式会社ウイズネット	埼玉県さいたま市大宮区三橋2-795	小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼	東京都稲城市東長沼1713-8	小規模多機能型居宅介護	平成26年7月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1395100066	株式会社ウイズネット	埼玉県さいたま市大宮区三橋2-795	小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼	東京都稲城市東長沼1713-8	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成26年7月1日
1371909183	ブライトテラス株式会社	東京都板橋区赤塚新町3-32 光が丘パークタウンゆりの木通り北第14号棟第101号	デイサービス 青い空 緑の風	東京都板橋区小茂根4-20-2-104	通所介護	平成26年7月1日
1371909183	ブライトテラス株式会社	東京都板橋区赤塚新町3-32 光が丘パークタウンゆりの木通り北第14号棟第101号	デイサービス 青い空 緑の風	東京都板橋区小茂根4-20-2-104	介護予防通所介護	平成26年7月1日
1331186568	菊地 綾	東京都大田区久が原1-18-11	きくち歯科クリニック	東京都大田区西蒲田7-48-8 ルミエール光4階	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1331186568	菊地 綾	東京都大田区久が原1-18-11	きくち歯科クリニック	東京都大田区西蒲田7-48-8 ルミエール光4階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1340456889	株式会社グラム	東京都世田谷区成城7-8-18	中川薬局 西落合店	東京都新宿区西落合3-1-22 そはらビル地下1階	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1340456889	株式会社グラム	東京都世田谷区成城7-8-18	中川薬局 西落合店	東京都新宿区西落合3-1-22 そはらビル地下1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1372110229	社会福祉法人射水万葉会	富山県射水市朴木211-1	デイサービスセンター 足立万葉苑	東京都足立区六月2-11-20	通所介護	平成26年6月1日
1372110229	社会福祉法人射水万葉会	富山県射水市朴木211-1	デイサービスセンター 足立万葉苑	東京都足立区六月2-11-20	介護予防通所介護	平成26年6月1日
1372110237	社会福祉法人射水万葉会	富山県射水市朴木211-1	特別養護老人ホーム 足立万葉苑	東京都足立区六月2-11-20	短期入所生活介護	平成26年7月1日
1372110237	社会福祉法人射水万葉会	富山県射水市朴木211-1	特別養護老人ホーム 足立万葉苑	東京都足立区六月2-11-20	介護予防短期入所生活介護	平成26年7月1日
1331030501	医療法人社団アクア	東京都目黒区鷹番3-13-5 シャンポール学芸大学105	医療法人社団 アクア アクア歯科	東京都目黒区鷹番3-13-5 シャンポール学芸大学105	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
1331030501	医療法人社団アクア	東京都目黒区鷹番3-13-5 シャンポール学芸大学105	医療法人社団 アクア アクア歯科	東京都目黒区鷹番3-13-5 シャンポール学芸大学105	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1372206399	ロハスミッション株式会社	東京都墨田区横綱1-2-28	だんらの家 細田	東京都葛飾区細田5-17-14	通所介護	平成26年7月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1391200597	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区中葛西3-37-4	小規模多機能きらら美沢	東京都世田谷区奥沢3-2-17	小規模多機能型居宅介護	平成26年7月1日
1391200597	スターツケアサービス株式会社	東京都江戸川区中葛西3-37-4	小規模多機能きらら美沢	東京都世田谷区奥沢3-2-17	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成26年7月1日
1342355568	株式会社うさぎ薬局	静岡県伊東市富戸字先原1317-5723	うさぎ薬局 東松本店	東京都江戸川区東松本1-14-8	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1342355568	株式会社うさぎ薬局	静岡県伊東市富戸字先原1317-5723	うさぎ薬局 東松本店	東京都江戸川区東松本1-14-8	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日

●東京都告示第二百四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における平成二十三年東京都告示第二百四号による保険に付すべき義務は、平成二十七年二月二十日限りで消滅する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

三宅島加入区

●東京都告示第二百五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、法第一百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十六条の三の規定により告示する。

なお、法第一百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十七年二月二十一日から発生する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

三宅島加入区

●東京都告示第二百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の

ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市畑中二丁目一〇二七番一・一〇二八番一(以上

二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十七年二月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

三宅島加入区

●東京都告示第二百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す

平成二十七年二月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 八王子町田

二 変更の区間 町田市本町田字十二号千七百四十七番六地先から同所千七百四十二番六地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

る。

別図

都道八王子町田線区域変更略図

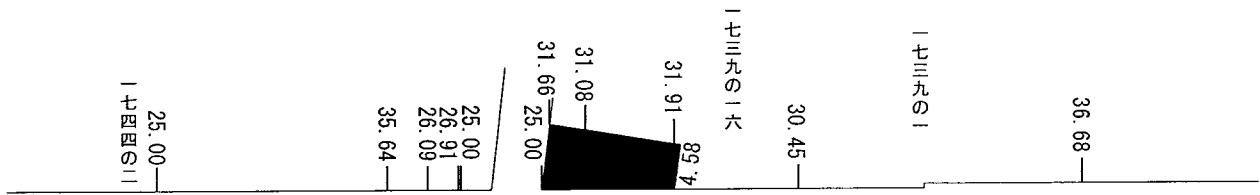
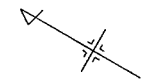
町田市本町田地内



延長 八四・六七メートル  
面積 五一三・六六平方メートル



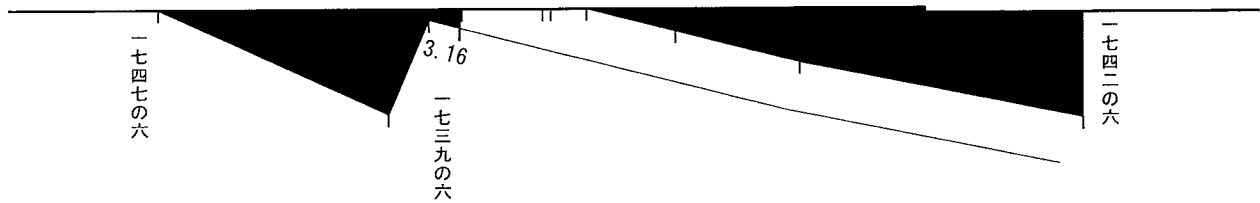
町田市  
本町田字十二号



至山崎町

都道八王子町田線

至原町田



本町田字十二号

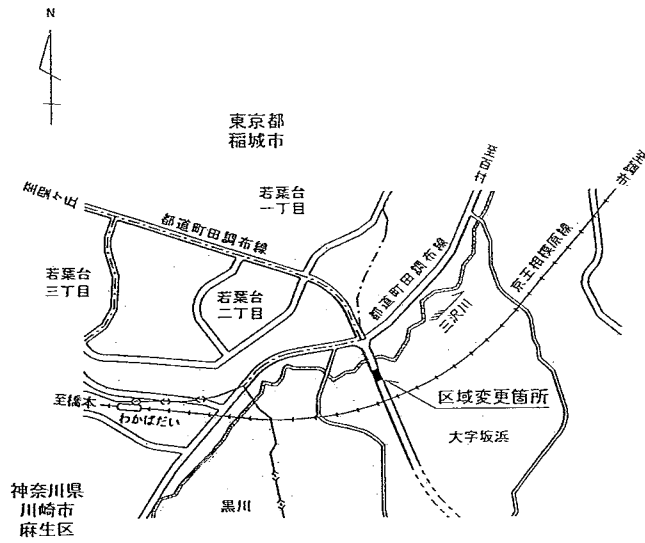
●東京都告示第百二十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十七年二月二十日から起算して

別図

都道町田調布線区域変更略図

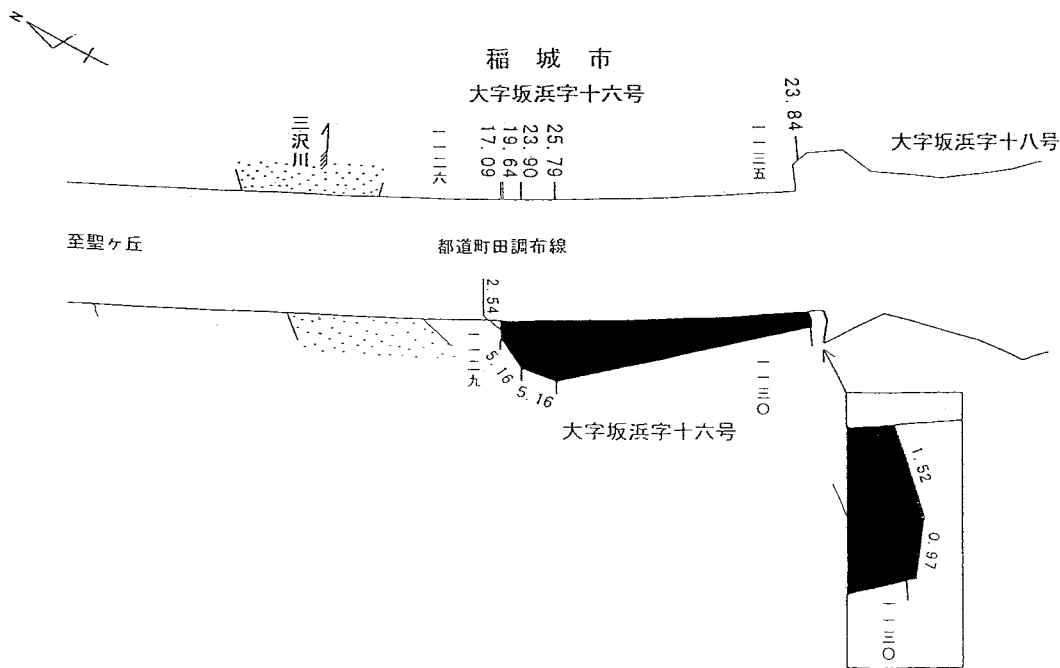
稲城市大字坂浜地内

都道  
 市道  
 編入区域  
 延長 四二・二二メートル  
 面積 二四〇・九五平方メートル  
 計画線



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年二月二十日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 町田調布

二 変更の区間 稲城市大字坂浜字十六号千二百二十九番地内から同所千二百三十番地先まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり



告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年二月二十日

東京都選挙管理委員会

施設の名	所	在	地
特別養護老人ホーム あかつき苑	江東区大島七丁目三十八番十五号		
介護専用型ケアハウス あかね	江東区大島七丁目三十八番十五号		
二チイホーム矢口	大田区矢口二丁目二十一番三号		
渋谷区総合ケアコミュニティ・せせらぎ 地域密着型特別養護老人ホーム ニューハート・ワタナベ	渋谷区西原一丁目四十番十号		
国際病院	杉並区浜田山三丁目十九番十一号		
老健くぬぎ	杉並区高井戸西一丁目十二番二号		
特別養護老人ホーム 敬苑	杉並区和田二丁目三番七号		
特別養護老人ホーム 和	杉並区和泉四丁目十六番十号		

泉サナホーム

介護老人保健施設 クロ

ーバーのさとイムスケア

カウピリ板橋

特別養護老人ホーム ク

ロバーのさとイムスホ

ームカウピリ板橋

グレースメイト中村橋

チャームスイート石神井

公園

特別養護老人ホーム 足

立万葉苑

特別養護老人ホーム 江

クリプスみなみ野

ベストライフ小平

特別養護老人ホーム 新

清快園

特別養護老人ホーム 幸

神さくら

板橋区仲町一番四号

板橋区仲町一番四号

練馬区向山一丁目十五番十四号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区向山一丁目十五番十四号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

練馬区高野台五丁目十三番七号

●東京都選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)

む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十七年二月二十日

東京都選挙管理委員会

施設の名	所	在	地
雙立病院	渋谷区本町三丁目四十一番十四号		

●東京都選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第六十一条第一項第三号(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条及び漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。

平成二十七年二月二十日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成26年11月25日	八王子市選挙管理委員会	高尾梅の郷まちの広場管理棟	八王子市裏高尾町915番地外
平成26年12月1日	墨田区選挙管理委員会	旧吾孺第一中学校	墨田区立花五丁目48番9号

●東京都選挙管理委員会告示第四号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

平成二十七年二月二十日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成26年11月25日	八王子市選挙管理委員会	石川市民集会所	八王子市石川町481番地
平成26年12月1日	墨田区選挙管理委員会	旧木下川小学校	墨田区東墨田二丁目15番13号



# 告 白 (公)

## ●東京都公安委員会告示第59号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

### 1 検定の実施期日及び時間

#### (1) 学科試験

平成27年5月30日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

#### (2) 実技試験

平成27年6月27日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

### 2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

### 3 検定の実施種別

規則第1条第1号の警備業務（空港保安警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

### 4 検定予定人員

30名

### 5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

#### (1) 検定申出の受付期間

平成27年4月8日（水曜日）及び同月9日（木曜日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

#### (2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

### 6 申請手続

#### (1) 受付日時

平成27年4月15日（水曜日）から同月17日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

#### (2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

#### (3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 16,000円

### 7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

## ●東京都公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

### 1 検定の実施期日及び時間

#### (1) 学科試験

平成27年5月30日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

#### (2) 実技試験

平成27年6月27日（土曜日）

<p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年4月6日（月曜日）及び同月7日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付日時 平成27年4月15日（水曜日）から同月17日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>	<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第61号 警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第</p>	<p>13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年2月20日 東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年4月22日（水曜日）から同月27日（月曜日）までの4日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員 50名</p> <p>4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年4月2日（木曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160</p> <p>5 申込手続 (1) 受付期間 平成27年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜</p>
---	---	---

<p>日) の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通</p> <p>(4) 受講手数料 38,000円</p> <p>6 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第62号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成27年2月20日 東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成27年5月30日 (土曜日)</p>	<p>午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成27年4月13日 (月曜日) 及び同月14日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付日時</p>	<p>平成27年4月22日 (水曜日) から同月24日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署 (3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在が明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p>
--	--	--

<p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p>	<p>管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p>
<p>●東京都公安委員会告示第63号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年2月20日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p>	<p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成27年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p>	<p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>1 審査の実施期日及び時間 平成27年5月30日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定</p>	<p>7 申請手続 (1) 受付日時 平成27年4月22日（水曜日）から同月24日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を</p>	<p>●東京都公安委員会告示第64号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年</p>

国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の実施期日及び時間

平成27年5月30日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検

定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以

下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常

駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項

に規定する1級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申請申出の受付期間

平成27年4月13日(月曜日)及び同月14日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03(3581)8201

7 申請手続

(1) 受付日時

平成27年4月22日(水曜日)から同月24日(金曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい

う。)の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、

上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、

横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

面

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が

明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する

営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな

い。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03(3581)4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第65号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年

国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則

第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則

第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判

定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規

則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

<p>1 審査の実施期日及び時間 平成27年5月30日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検 定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検 定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する常 駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項 に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格し た者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成27年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜 日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>03（3581）8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付日時 平成27年4月22日（水曜日）から同月24日（金曜 日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次 のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」とい う。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書 面 (ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在 明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>	<p>ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれか を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな い。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>―――</p> <p>●東京都公安委員会告示第66号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号） 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年2月20日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成27年5月30日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試 験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級</p>
---	--	---

<p>の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成27年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付日時 平成27年4月22日（水曜日）から同月24日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>	<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第67号</p>	<p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年2月20日 東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成27年5月30日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員</p>
--	---	---

<p>30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成27年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付日時 平成27年4月22日（水曜日）から同月24日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、</p>	<p>上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第68号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成27年2月20日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成27年5月30日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成27年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間</p>
--	--	---



<p>午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付日時 平成27年4月22日(水曜日)から同月24日(金曜日)までの3日間 午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第 8 条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1 通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1 葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在</p>	<p>明らかとなる書面</p> <p>(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第69号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 平成27年2月20日 東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成27年5月30日(土曜日) 午前 8 時30分から午後 0 時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁歐洲運転免許試</p>	<p>試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による陸止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成27年4月13日(月曜日)及び同月14日(火曜日)の2日間 午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付日時 平成27年4月22日(水曜日)から同月24日(金曜日)までの3日間 午前 8 時30分から午後 5 時まで</p>
--	--	--

<p>(2) 受付場所</p> <p>規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>東京都公安委員会告示第70号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年2月20日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 平成27年5月30日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条</p>	<p>第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 平成27年4月13日（月曜日）及び同月14日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付日時 平成27年4月22日（水曜日）から同月24日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p>
---	--	--

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを説明する次の書面

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を説明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を説明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は説明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線30312

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年二月二十日  
東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日  
平成二十七年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人柿の木ネット

三 代表者の氏名  
山本 則昭

四 主たる事務所の所在地  
東京都立川市曙町三丁目四番三号 ウェルダン武蔵ビル3F

五 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な支援に関する事業と社会的環境の整備を図り、精神障害者が住みやすい社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年二月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日  
平成二十七年一月二十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Education

三 代表者の氏名  
阿部 泰英

四 主たる事務所の所在地  
東京都国立市東一丁目四番地の六 国立商協ビル2F SOHOプラザハニカム

五 定款に記載された目的  
この法人は、保護者または教育者に対して、教育に関する事業を行い、子育ての悩みの解消または教育者の質の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年一月二十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人フューチャー・オブ・チルドレン協会

三 代表者の氏名  
本多 利也

四 主たる事務所の所在地  
東京都港区赤坂六丁目十八番十一一六〇三号

五 定款に記載された目的  
この法人は、未来ある子供達が、命ある動物との触れ合い(アニマルセラピー事業)や、自然(植林事業、河

川・沿岸のゴミの回収事業)や、人と関わり(子どもと高齢者や障がい者の方々との触れ合い事業、伝統文化の体験事業)、体験の中から命の尊さや環境保全の重要性を学び、成長することを支援し、心身共に健全な大人として社会に巣立ってもらうための活動をすると同時に、少子高齢化、晩婚化の解決の為、結婚を促進する活動を行い、安心して家庭を築き、絆を深め新しい命を誕生させる事を目指し、未来に繋げ、社会全体の利益に貢献する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人オブリガードサッカークラブ

三 代表者の氏名

藤田 豊

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区田園調布本町二十五番十三号 ドウヤー

ナ一階一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対してスポーツの場の提供及びサッカー競技普及に関する事業を行う。具体的には、サッカースクールや個別指導、指導者の育成、スポーツイベントに関する企画運営等を行うことで、サッカーを基軸とした地域スポーツの振興、発展並びに青少年の健全育成の増進、大人と子どもの健康づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 h&h s

三 代表者の氏名

山崎 ひとみ

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区東中野一丁目三番四号 コスモフラワー

一〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、主に北海道を中心とした都市圏と地方圏の人材交流を行うと共に、北海道の地域としての魅力を知ってもらうことで北海道地域を活性化し、地方圏における過疎化による医療や地域の問題を一体的に解決していくことにより、保健・医療の増進と、まちづくりの推進及び経済活動の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称  
別表のとおり

二 施行者の名称  
東京都

三 事務所の所在地  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在  
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称  
事業地の所在  
事業認可の告示  
所管事務所

東京都都市計画道路事業補助線街路第二十九号線  
品川区戸越五丁目、戸越六丁目及び豊町六丁目各市内  
平成二十七年二月六日  
第一区画整理事務所  
地方整備局告示第三十三号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称  
別表のとおり

二 施行者の名称  
東京都

三 事務所の所在地  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在  
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称  
事業地の所在  
事業認可の告示  
所管事務所

東京都都市計画道路事業補助線街路第四十六号線  
目黒区目黒本町五丁目、原町一丁目及び洗足一丁目各市内  
平成二十七年二月六日  
第一区画整理事務所  
地方整備局告示第三十四号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定

定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画事業の 別表のとおり 種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務

東京都市計画道 北区志茂一丁目地 平成二十 第二区

路事業補助線街 内 七年二月 画整理 六日関東 事務所 路第八十六号線 地方整備 局告示第 三十五号

特定建築者の公募について

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規程(昭和五十九年東京都条例第六十号)第十条第二項において準用する同規程第八条第一項の規定により、東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業(E43街区)に係る特定建築者の公募について、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二十日

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 舩 添 要 一

一 公募により特定建築者に施設建築物の建築を行わせることとなる土地の存する地域の名称、面積及び用途の制限に関する事項

(一) 地域の名称

江戸川区小松川一丁目地内

(二) 面積

三、七一〇・一五平方メートル

(三) 用途の制限

事務所・駐車場

二 公募により特定建築者となることができる者に必要な資格に関する事項

特定建築者となろうとする者は、次の全ての要件を備えていなければならない。

(一) 公募を行う街区に特定施設建築物を建築するために必要な資力及び信用を有する者であること。

(二) 公募を行う街区の土地の譲渡における対価の支払能力がある者であること。

(三) 次の欠格事由に該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人である場合又は破産者で復権を得ない者である場合

イ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者である場合

ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続について、開始の申立てを受け、又は申立てをした者である場合

エ 東京都から指名停止を受けている期間中である場合

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する

法律(平成十一年法律第百四十七号)第八条第二項

第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員

員又は構成員である場合

カ 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例

第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同

条第四号に規定する暴力団関係者である場合

キ オ若しくはカに規定する者から委託を受けた者又

はオ若しくはカに規定する者の関係団体及びその役

職員又は構成員である場合

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十

二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第

五条第一項に基づく排除措置期間中である場合

三 譲渡契約の契約条項を掲示する場所

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都市整備局市街地整備部再開発課(東京都庁第

二本庁舎十九階)

四 申込書の提出場所及び提出期限

(一) 提出場所(提出は、郵送等により受け付ける。)

郵便番号 一六三〇八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都市整備局市街地整備部再開発課

(二) 提出期限

ア 応募希望表明書

平成二十七年二月二十六日午後五時(必着)

イ 特定建築者申込書

平成二十七年四月十七日午後五時(必着)

五 募集要領の配布等

東京都市整備局ホームページに掲載する。郵送を希

望する者は、問合せ先に連絡すること。

ホームページアドレス

<http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/>

六 募集要領等に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部再開発課保留床・敷地

処分担当

電話番号 ○三(五三二〇)五四六三

管理処分計画の変更について

東京都計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業(第二工区)の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第一百八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二十日

東京都計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 外 添 要 一

一 第二種市街地再開発事業の名称 東京都計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都再開発事務所

四 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称 新宿区北新宿一丁目、同区北新宿二丁目及び同区西新宿八丁目の各一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日 平成十五年二月十九日

六 管理処分計画について 平成二十七年二月十三日

都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第百三十二号)第四十六条の二第四号に掲げる軽微な変更をした年月日

正 誤

○平成二十六年八月十二日付東京都選挙管理委員会告示第九十九号  
八ページ中「ㄋ三 嚙ㄘ」を「ㄋ三 嚙ㄘ」に訂正する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 九〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002